

# 富津市木造住宅耐震改修事業手続きフロー

## 【申請前の手続き】

総合評点1.0未満の住宅

◎富津市木造耐震診断事業又は、同等の基準による耐震診断による総合評点の1.0未満であることが確認できること。

建築士の選定・契約

◎富津市木造耐震診断士又は、同等の建築士による設計及び工事監理が条件なので、建築士の選定・契約を行う。

改修計画書の作成

◎設計士により耐震改修計画書に基づく耐震改修工事の図面及び必要書類を作成する。

事前相談等

◎申請書の提出が確実となった時点で、事前に申請予定日を確認すると共に、診断結果書等、参考様式1に記載すべき事項がわかる関係資料を事前に提出してもらう。

## 【申請手続き】

耐震改修補助金交付申請

◎耐震改修補助金交付申請書に必要書類を添付し申請する。  
申請期間は、施工業者との契約の14日前で、4月1日から12月28日までとする。  
◎市から県の建築指導課へ報告書の提出、県より勧告書の送付、勧告書の写しを交付申請に添付、勧告書を申請者へ送付

交付決定通知

◎補助金交付申請の内容を確認し、耐震改修工事及びリフォーム工事が交付要綱に基づき適切な場合は補助金の交付を決定し申請者に通知をする。

施工業者との契約

◎補助金交付決定後に、申請者は工事施工業者と契約を締結すること。

工事着手

◎耐震改修計画に基づき、設計士の工事監理のもと着手する。  
なお、工事中に変更等が生じた場合は速やかに都市政策課と協議し対応すること。

工事完了

◎交付申請された耐震改修工事及びリフォーム工事が工期限内に完了することをいう。

実績報告書の提出

◎工事完了後速やかに、木造住宅耐震改修事業実績報告書に必要書類を添付し提出のこと。

補助金確定通知

◎実績報告書の内容を確認して、補助金の額を確定し申請者に通知をする。

補助金の交付請求

◎申請者は、補助金確定通知の額を請求する。

補助金の支払

◎以上の事業を当該年度内に終了するものとする。